

浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例

(目的)

第 1 条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務又は役割を明らかにするとともに、認知症に関する施策と取組の基本となる事項を定めることにより、誰もが希望と尊厳をもって安心して暮らし続けることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係機関 認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉、保健、教育、法律、生活関連等の機関をいう。
- (5) 認知症サポーター 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする者をいう。
- (6) 生活習慣病 食生活、運動、喫煙、ストレス等の生活習慣が深く関与し、脳血管疾患、心疾患等の発症の原因となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の疾患の総称をいう。

(基本理念)

第 3 条 認知症の人にやさしいまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。
- (2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。
- (3) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、積極的に認知症予防に取り組むこと。
- (4) 市、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、認知症の人とその家族の生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、必要な組織体制の整備を図るとともに、常にその実施状況と効果を検証し、内容を見直すものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮するものとする。
- 3 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になった場合においても、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、市、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、認知症の人が安心して暮らすことができるように、早期から認知症の人の変化に気づき、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材の育成と正しい知識の普及)

第8条 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努めるものとする。

- 2 市は、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必要な施策を実施するものとする。

(認知症予防施策)

第9条 市は、認知症予防のための施策を積極的に実施するものとする。

- 2 市は、生活習慣病の予防が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行うものとする。
- 3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。

(認知症の人とその家族への支援施策)

第10条 市は、認知症の人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図るとともに、地域における互助、共助の活動に対し支援するものとする。

- 2 市は、認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報の共有を図り、連携体制を整備するものとする。
- 3 市は、行方不明となるおそれのある認知症の人を見守るとともに、行方不明となった場合においてはその者を早期に発見保護するため、市民、事業者、関係機関などとの連携体制の充実に努めるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。